

## オミクロン株対応のための 「事業復活支援金・給付額倍増法案」について

(正式名称:新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている中小事業者等に対する緊急の支援に関する法律案)

### 【法案策定の理由】

事業復活支援金は、オミクロン株拡大が想定されていない昨年12月時点で予算化されているが、本年3月までの1回限りとなっている。第6波の感染拡大局面を迎えた今となつては、今後予想される経済への打撃に対する支援としては不十分である。

このため本法案では、事業復活支援金の給付上限額を倍増し、さらに同様の事業を4月以降も複数回、実施できる環境を法律で示すことにより、中小事業者にとって今後も十分な支援が予見できる環境を整え、新型コロナ収束が見通せない中においても安心して事業を営めるようにするもの

### 【現行制度の概要】

新型コロナの影響で、2021年11月～2022年3月までのいずれかの月(対象月)の売上高が、過去3年以内の11月～3月(基準期間)の同月と比較して、売上が50%以上または30%以上50%未満減少していた場合、「基準期間の売上高」と「対象月の売上高×5」との差額を支給。(年間売上高に応じて中小法人等は最大250万円の給付上限額、個人事業者等は最大50万円の給付上限額あり)

### 【法律案の構成】

#### 1. 趣旨

この法律は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響が長期にわたり継続し、中小事業者等の事業の継続に支障を及ぼし、ひいてはその従業者及び事業主の生計の維持にも支障を及ぼしていることに鑑み、当該影響を受けている中小事業者等に対する事業の継続のための緊急の支援に関し必要な事項を定める

#### 2. 事業復活支援金の制度拡充

- 支給額の上限が大幅に引き上げられるよう必要な財政上措置
- 令和4年度も必要な都度、支援金が給付できるよう必要な財政上措置

#### 3. 事業復活支援金の差押え、譲渡等の禁止を規定

#### 4. 体制の整備等を規定

- 事業復活支援金の支給を適正かつ迅速に行える必要な体制を整備
- 業務委託をする場合、適正な遂行を確保するための必要な措置

#### 5. 適正な申請の促進や不正な受給の防止措置を規定

#### 6. 施行期日等

公布の日から施行

### 【立憲民主党が提案する支援イメージ】

#### ①事業復活支援金の給付上限額の倍増

プラス

#### ②『2022年4月～8月』を対象

(申請締切は10月末)

#### 『2022年9月～2023年1月』を対象

(申請締切は2023年3月末)

※現行の支援金と同じ対象期間(5か月)を設定し、再実施

予算規模：約10.7兆円

(うち、新規予算額：約7.9兆円)

